

今治市：酒類を提供する飲食店への営業時間の短縮要請について

○要請内容

- [対象] 市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店
- [内容] 営業5～21時まで、酒類提供11～20時30分まで
- [期間] 令和3年4月26日（月）午前0時～5月19日（水）24時まで
- [根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金

[中小企業] 前年度又は前々年度の

1日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円／日

➤ 1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合

一律2万5千円／日を支給 ➡ $2万5千円 \times 24日 = 60万円$

➤ 1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合

1日当たりの売上高 $\times 0.3$ （千円単位に切上げ：上限7万5千円／日） $\times 24日$

※大企業等については、1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式を選択可
（上限20万円／日）

★ご協力いただいた店舗への協力金の申請方法及び申請時期等の詳細につきましては、現在調整中のため、後日、当市のHP等でお知らせいたします。